



令和6年度 第1回 始良市地域自立支援協議会

日 時 令和6年7月30日（火）午前10時～
場 所 始良市役所 2号館3階 第1～第3委員会室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 副市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長選出
- 7 会長あいさつ
- 8 議事
 - (1) 始良市地域自立支援協議会及び同専門部会について
 - (2) 地域生活支援拠点等について
 - (3) 各専門部会から
 - ア 相談支援部会
 - イ 子ども部会
 - ウ 就労支援部会
 - エ 精神保健福祉部会
- 9 その他
- 10 閉会

【資料】

- 1 始良市地域自立支援協議会及び同専門部会について
- 2 地域生活支援拠点等について
- 3 各専門部会から

議 事

(1) 始良市地域自立支援協議会及び同専門部会について

(2) 地域生活支援拠点等について

(3) 各専門部会から

その他

始良市地域自立支援協議会 名簿

令和6年7月30日～令和9年3月31日

	区分	委員構成	団 体	役 職	氏 名	備 考
1	1号 委員	障害者関係団体の代表者	始良市身体障害者協議会	会長	竹田 正利	
2			始良市手をつなぐ育成会	副会長	長尾 文磨	
3	2号 委員	民生委員、児童委員の代表者	始良市民生委員・児童委員協議会連合会	理事	今別府 成美	
4	3号 委員	地域自治組織の代表者	始良市校区コミュニティ協議会連絡会	会長	野口 治將	
5	4号 委員	障害者福祉サービス事業所の代表者	地域生活支援事業所アシスト	施設長	樋之口 亮	
6			ウイングプランセンター（相談支援部会部会長）	地域療育支援室室長	遠矢 昭子	
7			障害者支援施設 喜びの里	施設長	山口 格	
8			サン・ヴィレッジ始良	施設長	山之内 浩子	
9	5号 委員	関係行政機関の職員	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	課 長	西牟田 純一	
10			始良市社会福祉協議会	会 長	兼田 勝久	
11	6号 委員	学識経験を有する者	鹿児島国際大学	名誉教授	養毛 良助	
12	7号 委員	保健、医療機関の関係者	鹿児島県立始良病院地域医療連携室（精神保健福祉部会 部会長）	副地域連携室長	狩元 美奈子	
13	8号 委員	教育、雇用及び就労に関する機関の関係者	県立加治木特別支援学校	校 長	奥村 さゆり	
14			始良市教育委員会 学校教育課	教育部次長兼課長	濱田 津世志	
15			障害福祉サービス事業所セルブあい（就労支援部会 部会長）	施設長	羽月 賢治	
16	9号 委員	障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者	障害者支援施設 さちかぜ	管理者	小門口 幸二	
17			児童発達支援センター虹の家（子ども部会部会長）	施設長	大川 宏	
18	10号 委員	その他市長が必要と認める者	始良市保育協議会	副会長	茶園 正幸	

○始良市地域自立支援協議会要綱

平成25年 7 月19日告示第408号

改正

令和元年 5 月31日告示第277号

令和 3 年 2 月11日告示第53号

令和 3 年 5 月28日告示第300号

令和 4 年 8 月 4 日告示第390号

令和 5 年 3 月30日告示第114号

令和 5 年 3 月30日告示第115号

始良市地域自立支援協議会要綱

始良市地域自立支援協議会要綱（平成22年始良市告示85号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等の福祉に関する様々な問題について調整を図るため、始良市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 障害者の自立支援に係る地域の課題への対応に関すること。
- （2） 障害者の相談支援事業に関すること。
- （3） 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- （4） 法第88条第 9 項の規定により、市障害福祉計画の策定又は変更に関し、意見を述べること。
- （5） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条及び第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会及び当該協議会の所掌事務に関すること。
- （6） 始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和 5 年始良市告示第114号）第 4 条に規定する評価に関すること。
- （7） 始良市日中サービス支援型共同生活援助事業者の評価等に関する実施要綱（令和 5 年始良市告示第115号）第 3 条に規定する評価に関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の増進に関し市長が必要と認めること。

（協議会の構成等）

第 3 条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命

する。

- (1) 障害者関係団体の代表者
- (2) 民生委員・児童委員の代表者
- (3) 地域自治組織の代表者
- (4) 障害者福祉サービス事業所の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 保健、医療機関の関係者
- (8) 教育、雇用及び就労に関する機関の関係者
- (9) 障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌々年度末までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

(専門部会)

第7条 協議会には、第2条に掲げる所掌事項に関し、資料収集、分析その他必要な協議を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営等については、会長及び部会長が定める。
- 3 第4条から第6条まで及び前条各項の規定は、専門部会において準用する。この場合において、

「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部員」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第 8 条 協議会及び専門部会の委員は職務上知り得た秘密や個人に関する情報を他人に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年 7 月19日から施行し、平成25年 8 月 1 日から適用する。
- 2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和元年 5 月31日告示第277号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和元年 6 月 4 日から施行する。
- (準備行為)
- 2 市長は、この告示の施行の日前においても、始良市自立支援協議会の開催に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則 (令和 3 年 2 月11日告示第53号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (始良市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱の一部改正)
- 2 始良市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱（平成31年始良市告示第45号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和 3 年 5 月28日告示第300号)

この告示は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 8 月 4 日告示第390号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月30日告示第114号抄)

(施行期日)

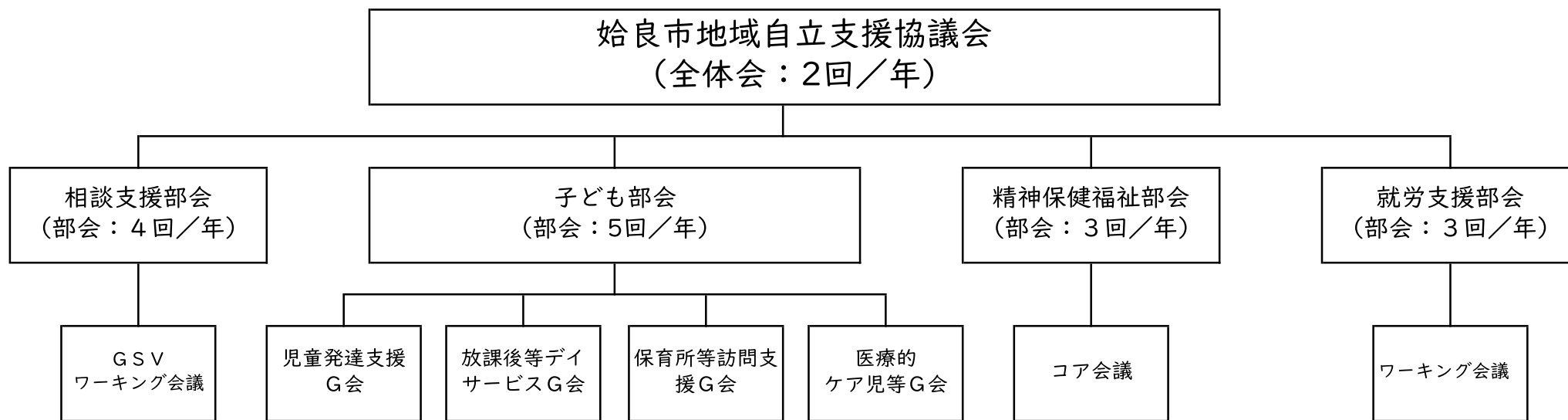
- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日告示第 115 号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年度 始良市地域自立支援協議会（構造図）



会議名	主な構成メンバーの所属等	人数
地域自立支援協議会	障害者団体の代表者、民生委員・児童委員の代表者、地域自治組織の代表者、障害者福祉サービス事業所の代表者 始良・伊佐地域振興局、社会福祉協議会、大学、特別支援学校、始良市役所（学校教育課）、子ども部会長、 相談支援部会長、精神保健福祉部会長、就労支援部会長、療育事業所代表、保育協議会	18人
相談支援部会	相談支援事業所、社会福祉協議会	15人
子ども部会	療育機関等、保育所、特別支援学校（コーディネーター、保護者）、病院（小児科、発達外来） 県こども総合療育センター、始良市役所（子どもみらい課、学校教育課）、始良・伊佐地域振興局（始良保健所）	18人
精神保健福祉部会	病院（精神科、一般）、相談支援事業所、グループホーム、始良・伊佐地域振興局（地域保健福祉課） 就労継続支援B型事業所、始良市役所（健康保険課）	17人
就労支援部会	就労継続支援A型・B型事業所、公共職業安定所・障害者就業・生活支援センター	33人

令和6年度 始良市地域自立支援協議会専門部会の業務等について

始良市地域自立支援協議会		始良市障害者基幹相談支援センター事業		専門部会開催に向けての考え方		専門部会	
(所掌事務)		(業 務)				(目的と協議内容)	
(1) 障害者の自立支援に係る 地域の課題への対応に 関すること		(1) 訪問等による総合的かつ専門的な相談支援の実施に関する業務		※ 相談支援部会に係る地域課題の発見・共有を図る。 ※ S V等による学習会やテーマにそった研修会等を通して、相談支援専門員間の連携を図るとともに、資質向上に努める。 ※ 年4回の専門部会並びに学習会・研修会等を開催する。 ※ 者・児の合同・単独等、協議内容や連絡等に応じて開催の仕方を工夫する。		相談支援部会	目的 ・ 個別の相談支援に係る共通する課題や地域課題について情報共有する。 ・ 相談支援に関わる者が相互に学びあい、専門性を高めるとともに資質向上に努める。
(2) 障害者の相談支援事業に関すること		(2) 市内の相談支援事業者に対する専門的な指導及び助言に関する業務					協議内容 ・ 3障害や発達障害及び難病等に対する一体的な支援、専門性を確保するためのシステムづくりに関すること ・ 各機関が抱える処遇困難事例等から課題を抽出し、社会資源の開発と活用に関すること ・ 地域移行、地域定着の促進するための体制整備に関すること ・ 権利擁護体制の整備や啓発などに関すること ・ 障がい福祉計画の進捗状況の確認及び対応等に関すること
(3) 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること		(3) 市内の相談支援事業者に対する研修会等を通じた人材育成に関する業務				子ども部会	目的 ・ 障がい児の支援に関する課題や地域課題について情報共有する。 ・ 障がい児の支援に携わる者として連携を図り、専門性を高めるとともに資質向上に努める。
(4) 法第88条第10項の規定により、意見を求められた市障害福祉計画の策定又は変更に係る答申に関すること		(4) 市内の相談支援機関との連携強化に関する業務		※ 子ども部会に係る地域課題の発見・共有を図る。 ※ 未就学児及び学齢児童生徒等に関する保育・教育・療育・保健・医療に係る協議・研修等を通して、部会員の資質向上に努める。 ※ 障害児福祉サービスを提供する事業所間の連携を図るとともに、指導員等の資質向上や人材育成に努める。 ※ 年間5回の専門部会並びに研修会等を開催する。			協議内容 ・ 各関係機関の活動状況の情報交換や支援者の資質向上に関すること ・ 障害児福祉サービスにおける地域課題に関すること （児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療的ケア児 各グループ会議） ・ 保育所等や療育施設及び学校・教育機関との連携に関すること ・ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援に関すること ・ 「療育支援ガイドブック」に関すること ・ 障がい児福祉計画の進捗状況の確認及びに対応等に関すること
(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条及び第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会及び当該協議会の所掌事務に関すること。		(5) 始良市地域自立支援協議会に係る業務				就労支援部会	目的 ・ 障がい者の就労や地域移行等に関する課題や地域課題について情報共有する。 ・ 就労支援に携わる支援者の資質向上に努める。
(6) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の増進に関し市長が必要と認めること		(6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第32条第2項に掲げる市町村障害者虐待防止センターの業務		※ 就労支援部会に係る就労移行、就労定着並びに地域移行、地域定着等に係る地域課題の発見・共有を図る。 ※ 一般就労や就労移行支援及び就労継続支援等に関する情報収集や意見交換等を通して、部会員の資質向上に努める。 ※ 障害者福祉サービスを提供する事業所の連携を図るとともに、支援員等の資質向上や人材育成に努める。 ※ 年間3回の専門部会並びに研修会等を開催する。			協議内容 ・ 支援を必要とする障がい者に対し就労及び生活支援の一体的な取組に関すること ・ 事業所等が抱える処遇困難事例等から共通する地域課題への対応に関すること ・ 支援を必要とする障がい者の雇用促進及び社会復帰等の促進に関すること ・ 雇用・医療・保健・福祉・教育等の関係機関との連携・協力に関すること ・ 「就労応援ブック」に関すること ・ 障がい福祉計画の進捗状況の確認並びに対応等に関すること
(7) 障害者等の権利擁護のための必要な援助		(7) 障害者等の権利擁護のための必要な援助				精神保健福祉部会	目的 ・ 精神保健福祉の抱える課題や地域移行等に関する地域課題について情報共有する。 ・ 精神保健福祉に携わる支援者の資質向上に努める。
(8) 地域移行・地域定着支援に関する業務		(8) 地域移行・地域定着支援に関する業務		※ 精神保健福祉部会に係る地域移行、地域定着等に係る地域課題の発見・共有を図る。 ※ 精神科病院や相談支援事業所、居宅介護事業所や訪問看護ステーション等の連携を図るとともに、部会員の資質向上に努める。 ※ 障害者福祉サービスを提供する事業所（支援員）間の連携を図る。 ※ 年間3回の専門部会並びに研修会等を開催する。			協議内容 ・ 精神障がい者が地域の一人として安心して、自分らしい暮らしをするための各種サービスの紹介や相談支援の提供体制の整備に関すること ・ 医療機関等における処遇困難事例等の共通する地域課題への対応に関すること ・ 地域移行、地域定着の促進を図るための体制整備及び医療機関からの助言に関すること ・ 成年後見制度や権利擁護に関すること ・ 「精神保健福祉ガイドブック」に関すること ・ 障がい福祉計画の進捗状況の確認及びに対応等に関すること
(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第15号に掲げる啓発活動及び障害を理由とする差別に関する相談業務		(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第15号に掲げる啓発活動及び障害を理由とする差別に関する相談業務					
(10) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要と認められる業務		(10) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要と認められる業務					

令和6年度 専門部会 開催予定表

※今年度は各部会の垣根を超えた合同実施（コラボ）を検討していく。
 下記カレンダーの「コラボ実施検討期間」で開催月をずらすなどしてコラボ実施を検討する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
自立支援協議会 本会 年2回				30日 (火)						第2回 (予定)			
会場：始良市役所 庁舎内会議室				委員会室 123									
部会長会 (運営会議) 年 1～2回				18日 (木)					コラボ実施後～ 全体会前				
会場：始良市役所 庁舎内会議室				2階 会議室	コラボ 実施検討期間								
相談支援部会 年4回			12日 (水)			11日 (水)			11日 (水)		12日 (水)		(基本) 第2水曜日 15:00開始
会場：始良市役所 庁舎内会議室			公民館 研修室3			大会議室							
子ども部会 年5回		22日 (水) ※第4水曜		17日 (水)		24日 (火)		20日 (水)				19日 (水)	(基本) 第3水曜日 10:00開始
会場：始良市役所 庁舎内会議室		委員会室 123		大会議室		大会議室		ちるどん					
就労支援部会 年3回			25日 (火)				28日 (火)				28日 (火)		(基本) 第4火曜日 15:30開始
会場：公民館			公民館 会議室4・5										
精神保健福祉部会 年3回		29日 (水)				25日 (水)			25日 (水)				(基本) 第4水曜日 15:00開始
会場：始良市役所 庁舎内会議室		委員会室 123											

様式第1号（第6条関係）



始良市地域生活支援拠点等登録申請書

令和6年7月/日

始良市長 殿

申請者 法人等所在地

(設置者) 法人等名称

代表者職・氏名

電話番号

〒899-5413 鹿児島県始良市豊留9番地

社会福祉法人ほのぼの会

理事長 羽 月 幹 男

TEL 0995-66-3469

始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	(フリガナ) 名 称	シャロイフシホウジン ホノボノカイ 社会福祉法人 ほのぼの会			
	主たる事業所の所在地	(〒899-5413) 鹿児島県始良市豊留9番地			
	連絡先	電話番号	0995-66-3469	FAX 番号	0995-55-0635
		メールアドレス	hatsuki@estate.ocn.ne.jp		
申請事業所	(フリガナ) 事業所名称	グレ-フ-ホーム ヴィライヴ グレ-フ-ホーム ヴィライヴ			
	事業所種別・番号	短期入所 4614500439			
	事業所の所在地	(〒899-5412) 鹿児島県始良市三拾町字松尾 970番地			
	事業所連絡先	電話番号	0995-73-7730	FAX 番号	0995-73-7731
		メールアドレス			
	拠点事業として担 う業務	☐ (1) 相談 ☒ (2) 緊急時の受け入れ対応 ☐ (3) 体験の機会・場 ☐ (4) 専門的人材の確保・養成 ☐ (5) 地域の体制づくり			
	開始予定年月日	令和6年 8月 / 日			
添付書類	☒ 指定事業所であることを証する書類 ☒ 運営規程 ☒ 運営規程の変更届出書写し (提出受付印のあるもの) ☐ その他 ()				

指令始地福第 2 号
社会福祉法人ほのぼの会

貴法人から申請のあった指定障害福祉サービス事業者の指定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定により、下記のとおり指定します。

令和 2 年 4 月 1 3 日

鹿児島県始良・伊佐地域振興局長 中野 功久

記



1 事業所の名称

グループホーム ヴィライヴ

2 事業所の所在地

始良市三拾町字松尾970番地

3 申請者の名称

社会福祉法人ほのぼの会

4 主たる事務所の所在地

始良市豊留 9 番地

5 代表者の氏名

羽月 幹男

6 指定年月日

令和 2 年 5 月 1 日

7 有効期間

令和 8 年 4 月 3 0 日

8 指定障害福祉サービスの種類

共同生活援助、短期入所

9 主たる対象者

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者	難病等対象者
共同生活援助	○	○	—	○	○
短期入所	○	○	—	○	○

10 事業所番号

4 6 2 4 5 0 0 4 6 0 共同生活援助
4 6 1 4 5 0 0 4 3 9 短期入所

11 その他

法第41条第1項の規定により6年ごとに更新を受けなければ、上記有効期間の経過によって指定障害福祉サービス事業者の指定効力を失いますので、引き続き指定を受けたい場合、有効期間内に法第41条第2項の規定により更新の申請手続きをしてください。

○始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和 5 年 3 月 30 日 告示第 114 号

始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 地域生活拠点事業の実施（第 4 条—第 11 条）

第 3 章 一時保護事業（第 12 条—第 16 条）

第 4 章 雑則（第 17 条・第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この告示は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障害の重度化及び高齢化を見据え、障害者等が、単身であつても住み慣れた地域で長く安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供することができる仕組みを構築することを目的として、地域生活支援拠点等の整備を推進し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、地域生活支援拠点等事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この告示において「地域生活支援拠点等」とは、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第一の二の 3 に規定する地域生活支援拠点及び面的な体制をいう。

2 この告示において「地域生活支援拠点等における機能」とは、次の各号に掲げる事業を実施する機能をいう。

- （1） 相談（緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援及び連絡調整をすることをいう。）
- （2） 緊急時の受入れ及び対応（短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、障害者等の状態変化、介護者の急病等の緊急時に受入れ及び対応をすることをいう。）
- （3） 体験の機会及び場の提供（病院又は施設からの地域移行、父母からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用、一人暮らし等の体験の機会及び場を提供することをいう。）

(4) 専門的人材の確保及び養成（医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い障害が重度化した者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応をすることができる人材の養成をすることをいう。）

(5) 地域の体制づくり（地域の様々なニーズに対応することができるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うことをいう。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情を踏まえ市長が必要と認めた機能

3 前2項に定めるもののほか、この告示で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）で使用する用語の例による。

（実施主体等）

第3条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、始良市とする。ただし、市長は適切な運営が確保できると認められた社会福祉法人等に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

第2章 地域生活拠点事業の実施

（地域生活支援拠点の整備及び運営の方法）

第4条 地域生活支援拠点の整備及び運営は、始良市自立支援協議会設置要綱（平成25年始良市告示第408号）に規定する協議会（以下「協議会」という。）において、地域の現状分析及び必要な地域生活支援拠点等における機能の整理を行い、地域生活支援拠点における機能について定期的に評価して、一定の水準を確保するものとする。

（拠点機能事業所）

第5条 拠点機能事業所は、第2条第2項に掲げる事項のいずれか1以上の事項を行う事業を実施する機能を担うものとする。

2 拠点機能事業所は、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業所とする。

(1) 指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定に係るサービス事業所であること。

(2) 指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業者の指定に係る障害児通所支援事業所であること。

(3) 指定一般相談支援事業者の指定に係る一般相談支援事業所であること。

(4) 指定特定相談支援事業者の指定に係る特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業者の指定に係る障害児相談支援事業所であること。

- (5) 法第77条第1項第3号に規定する事業の委託を受ける者の当該委託に係る事業所であること。

(事業所の登録)

第6条 拠点事業を実施する事業所は、その事業所等において第2条第2項に掲げる事項のいずれか1以上の事項を行う事業を実施する機能を担う旨を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程に規定し、始良市地域生活支援拠点等登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行う事業所は、次の各号のいずれかに該当するものとし、該当を証する書類及び運営規程等の写しを申請書に添えて提出しなければならない。

- (1) 鹿児島県から指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業所の指定を受けていること。
- (2) 鹿児島県から指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業所の指定を受けていること。
- (3) 始良市又は他市町村から指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定を受けていること。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、協議会における協議を踏まえ、速やかに認定の可否を決定し、拠点事業を実施する事業所として登録を行い、始良市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 市長は、拠点機能事業所について、その名称、所在地、連絡先及び拠点機能事業所として担う地域生活支援拠点等における機能並びに法人等名称を公表し、鹿児島県その他の機関に対して必要な情報を提供することができる。

(登録事業所の変更)

第7条 前条第3項の登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、始良市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(登録事業所の廃止等)

第8条 登録事業所は、拠点事業を廃止、休止又は再開するときは、その1か月前までに始良市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 登録事業所の長は、拠点事業を実施した場合は、速やかに始良市地域生活支援拠点等事業実績報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

（調査及び取消し）

第10条 市長は、登録事業所に対し、必要に応じて拠点事業の運営状況等の報告を求め、調査を実施することができる。

2 市長は、登録事業所の運営状況等を不相当と判断した場合は、登録を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、始良市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第6号）により登録事業所に通知するものとする。

（拠点機能事業所のサービス等に要する費用の額の算定）

第11条 登録事業所は、法令の規定に基づき、拠点機能事業所のサービス等に要する費用の額について、拠点機能事業所が担う地域生活支援拠点等における機能に係る費用の額を加算して算定することができるときは、適切に当該費用の額を加算して算定するものとする。

第3章 一時保護事業

（対象者）

第12条 この事業の対象者は、原則として始良市内に住所を有する（始良市に住所を有していないが、始良市から障害福祉サービスの支給決定を受けている者を含む。）18歳以上65歳未満の障害者であつて、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1） 養護者による障害者虐待を受けて生命又は身体に危険が生じている者若しくはそのおそれがある者

（2） 養護者が急病、死亡等により適切な養護を受けることができない状態にある者

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が一時保護を行う必要があると認める者

（一時保護の実施）

第13条 市長は、養護者による障害者虐待を受けたと思われる旨の通報又は届出があつた場合において、関係者による個別ケース会議を開催し、障害者の一時保護が必要であると決定したときは、一時保護の受入れが可能なサービス提供事業者（以下「受託事業者」という。）に委託して一時保護を行うものとする。

2 市長は、一時保護の形態として、法による障害福祉サービスが利用可能な者にあつては、契約によるサービスの利用により一時保護を行い、障害福祉サービスの対象とならず、一時保護を認める者にあつては、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号に規定するや

むを得ない事由による措置として一時保護を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者について一時保護を行うときは、始良市地域生活支援拠点等事業一時保護依頼書（様式第7号）を受託事業者に提出するものとする。

（一時保護の受入れ）

第14条 受託事業者は、施設入所支援又は短期入所その他一時保護に適切なサービスをするに足りる専用居室の設備及び職員配置がなされた施設で、市長からの一時保護の要請により、必要なサービスを提供するものとする。

（事業の委託料）

第15条 市長は、一時保護を実施した受託事業者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）により算定した次の各号に掲げる委託料を支払うものとする。この場合において、一時保護を実施した際に実施しなかったサービスがあるときは、当該サービスに係る委託料を加算しないことができる。

- （1）一時保護のための障害福祉サービスの提供 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）区分6
- （2）緊急短期入所受入加算（Ⅰ）
- （3）送迎加算
- （4）食事提供加算

（請求等）

第16条 一時保護を実施した受託事業者は、始良市地域生活支援拠点等事業一時保護事業報告書兼請求書（様式第8号）により、前条に規定する額の委託料を市長に請求するものとする。

第4章 雑則

（遵守事項）

第17条 登録事業所及び受託事業者（以下「登録事業所等」という。）は、第2条第2項に規定する事業の実施に当たっては、障害者等及びその家族等の権利の擁護に十分留意しなければならない。

- 2 登録事業所等は、地域生活拠点等事業の実施の記録、経理に関する帳簿等必要な書類を備え、5年間保存しなければならない。
- 3 第2条第2項に規定する事業に従事する者又は従事した者は、職務上知り得た秘密及び保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守

し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、地域生活拠点等事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(始良市障害者虐待防止等一時保護事業実施要綱の廃止)

2 始良市障害者虐待防止等一時保護事業実施要綱（平成29年始良市告示第367号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日の前日までに、廃止前の始良市障害者虐待防止等一時保護事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(始良市地域自立支援協議会要綱の一部改正)

4 始良市地域自立支援協議会要綱（平成25年始良市告示第408号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(準備行為)

5 この告示による始良市地域生活支援拠点等事業の実施に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。

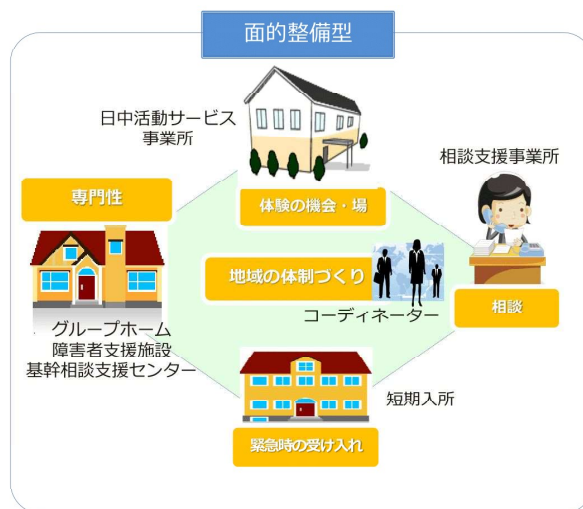
※ 様式については省略

V 地域生活支援拠点等について

1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化や障がいの重度化などを見据え、「①相談」「②緊急時の受入れ及び対応」「③体験の機会及び場の提供」「④専門的人材の確保及び養成」「⑤地域の体制づくり」といった機能を備え、障がい者やその家族の緊急事態に対応を図るための拠点のことです。

本市では、地域における複数の機関が分担してそれぞれの機能を担う面的整備型で整備を進めており、令和5年8月に初めての事業所登録がなされました。



※厚生労働省資料より

2 利用について

原則として、本市がサービスの支給決定を行っている（現在、支給決定を受けていなくても、今後申請した場合、本市が支給決定することになる方を含みます）18歳以上65歳未満の障がい者が、介護者や保護者の急病などの場合に利用できます。基本的に緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に対応することとなります。

利用についての相談は、登録されている事業所か市役所の窓口（長寿・障害福祉課）で受け付けます。登録されている事業所は市の窓口又はホームページで確認できます。

・「地域生活支援拠点等」に関する市ホームページのアドレス

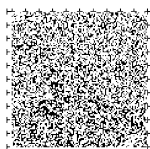
<https://www.city.aira.lg.jp/shogai/kurashi/fukushi/shogaisha/kyoten.html>



スマートフォンのカメラなどで読み取ってアクセスすることが可能です。

第3次始良市障がい者計画 第7期始良市障がい福祉計画・第3期始良市障がい児福祉計画 (概要版)

発行年月 令和6年3月
発行 鹿児島県 始良市
編集 始良市 保健福祉部 長寿・障害福祉課
〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
Tel0995-66-3251 Fax0995-65-6964



相談支援部会 活動報告

令和 6 年 7 月 30 日

令和 6 年度第 1 回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R5 年度第 4 回始良市地域自立支援協議会（2/8）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和 6 年 2 月 14 日 (水)	15:00～17:00	居宅介護事業所交流会の開催 「困りごと、ぶっちゃけ会」
2	令和 6 年 3 月 17 日 (日)	11:00～15:00	第 12 回始良福祉まつり 障がいに対する啓発および相談対応
3	令和 6 年 6 月 12 日 (水)	15:00～16:00	今年度活動計画 困りごと、ぶっちゃけ会まとめ
4	令和 6 年 7 月 19 日 (金)	15:00～17:00	子ども部会とのコラボ企画について

2 部会から見てきた始良市の課題

(1) 福祉人材確保への取り組み

居宅介護事業所との意見交換会にてヘルパー事業所同士の横のつながりがあったほうが良い。家族、介護者の情報がわかりにくい。ヘルパー事業所の多様性、意思決定支援の難しさの声が聞かれた。

出てきた課題を今後どう解決、改善していくかを考えていきたい。

(2) 教育機関と福祉事業所との連携

子ども部会よりモニタリング時の学校側の意見が提示された。

福祉サービスの理解や分かりやすい手順を再度検討していく。

教育機関と福祉事業所のお互いの負担のない連携方法を探る。

3 今後の予定

- (1) 昨年度課題にあがった他領域と共同でなければ具体的な検討ができないものに対し、コラボ企画として今年度は 9 月に子ども部会、就労部会とのコラボや 12 月には合同研修会を計画している。
- (2) 昨年開催した居宅介護事業所との交流会を継続して開催予定（2 月）
人材確保や意思決定支援等に対し市単位で取り組めることを検討していく。
- (3) 相談支援の質の向上のために GSV を年 2 回（8 月、1 月）に開催予定。

子ども部会 活動報告

令和 6 年 7 月 30 日

令和 6 年度 第 1 回 始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R 5 年度第 4 回 始良市地域自立支援協議会（2 / 8）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和 6 年 3 月 19 日 (火)	10 : 00～11 : 30	・今年度の活動から ・次年度に向けて
2	令和 6 年 5 月 22 日 (水)	10 : 00～11 : 30	・今年度の活動計画について ・研修会等テーマについて
3	令和 6 年 7 月 17 日 (水)	10 : 00～11 : 30	・研修会内容について ・アンケート結果から

2 部会から見てきた始良市の課題

- (1) 「始すくファイル」が浸透するように、使用方法などの広報を検討してほしい。
- (2) 医療的ケア児の短期入所が少ない。家族負担軽減のため検討してほしい。
- (3) ペアレントプログラムを受けられる環境を広げてほしい。
- (4) 療育特にモニタリングについての課題を明らかにしてほしい。

3 今後の予定

	開催日	時間	協議事項
1	令和 6 年 9 月 24 日 (火)	10 : 00～11 : 30	・始良市における合理的配慮の提供について ・療育利用の不登校児やその保護者への支援、保健師との連携
2	令和 6 年 11 月 20 日 (水)	10 : 00～11 : 30	・子育て支援拠点施設「ちるどん」を知る。
3	令和 7 年 1 月 予定	※調整中	・研修：障がい児(者)福祉の現状 ・現状報告、事例発表、グループ討議ほか
4	令和 7 年 3 月 19 日 (水)	10 : 00～11 : 30	・今年度の活動について ・次年度の活動計画

就労支援部会 活動報告

令和 6 年 7 月 30 日

令和 6 年度第 1 回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R5 年度第 4 回始良市地域自立支援協議会（2/8）以降）

	開催日	時 間	協議事項
1	令和 6 年 2 月 27 日（火）	15：30～17：00	○自立支援協議会全体会報告 ○令和 5 年度の振り返り ・部会について ・ワーキンググループについて ○令和 6 年度の取り組み ・他の部会との連携について ・部会員等の委嘱期間について
2	令和 6 年 6 月 25 日（火）	15：30～16：30	○委嘱状交付及び部員、事務局紹介 ○部会長選出 ○令和 6 年度活動計画について ○前年度における一般就労移行調査報告 ○前年度における優先調達実績の報告 ○イオンタウン始良での販売会について

（ワーキンググループ）

開催日	内 容
2/21	・令和 6 年度サービス報酬改定について
3/27	・令和 6 年度サービス報酬改定について
4/24	・令和 6 年度サービス報酬改定について
5/15	・開催中止
6/19	・開催中止
7/24	・イオンタウン始良におけるイベント開催について ・今年度のワーキンググループの議題の抽出
8/21（予定）	・イオンタウン始良におけるイベント開催内容について
9 月以降の協議内容は未定	
・事業所見学や BCP の進め方の共有等の議題を想定している。	

（研修会）

開催日	内 容
未定	・未 定

2 部会から見てきた課題

- (1) 障害の多様化に対応する支援の在り方。
- (2) 工賃向上に向けての取り組み。
- (3) 一般就労移行に向けた各事業所の取り組み。
- (4) 就労選択支援事業について
- (5) 報酬改定後における就労系事業所運営の在り方。

3 今後の予定

- (1) 部会（10/29、2/25）
- (2) ワーキンググループ（毎月第 3 水曜日）
- (3) イオンタウン始良での販売会（11/16、17）
- (4) 部会合同研修会（未定）
- (5) 他の部会との合同部会（未定）

精神保健福祉部会 活動報告

令和 6 年 7 月 30 日

令和 6 年度第 1 回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R5 年度第 4 回始良市地域自立支援協議会（2/8）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和 6 年 3 月 12 日 (火)	14 : 30 ～ 16 : 00	地域移行推進，定着コア会議 進捗報告及び意見交換
2	令和 6 年 5 月 29 日 (水)	15 : 00～ 16 : 30	・ 令和 6 年度活動計画 ・ 研修会等のテーマについて ・ 説明「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについて」 ・ 事例紹介・意見交換

2 部会から見てきた始良市の課題

令和 5 年度に引き続き、地域共生社会の実現に向けた「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に関する普及啓発を行うことと、地域移行を推進する上での他の専門部会等との連携をはかることの課題について引き続き取り組む。

また、第 1 回目の部会で以下の課題があがった。

- (1) 高齢化が進み認知症の相談が増えており精神科から身体科、身体科から精神科の転院などの連携が必要な事例において、当事者の基本情報や利用サービス（介護・障害福祉）の情報をスムーズに共有し、つなぐ仕組みが必要。
- (2) 精神障害者の地域移行を進めたいが、家族の受け入れや自立した生活が難しい当事者もあり退院支援を進めにくい現状がある。

3 今後の予定

- (1) 精神科と身体科をつなぎ、さらに地域移行に必要な介護・障害福祉サービス事業所をつなぐ仕組み作りのための連携シートの作成を検討していく。
- (2) 9 月 28 日（水）第 2 回精神部会 研修会に向けての準備
12 月 25 日（水）第 3 回精神部会 研修会の開催。始良病院開催の地域ネットワーク会議との共催で実施予定